

福王弘光帝の淑女選抜について (2)

滝野 邦雄

(1) 皇太后鄒氏の南京到着と淑女選考②

そもそも、後宮の女性の募集には后妃（側室）候補と後宮で働く女官候補との二通りあったという。『萬曆野獲編』はつぎのように述べる。

【選江南女子】洪武五年（一三七二）、蘇〔州〕・杭〔州〕二府の「婦女」の入宮を願う者四十四人を選す。〔その人たちには〕内職を授け、其の家の徭役を蠲（^{けん}免除）す。其の三十人の年未だ二十ならざるには、各々白金を賜へ遣還（送り返す）し、其の適人（婚姻）を任（自由にさせる）^①す。洪武十四年（一三八一）、蘇・松・嘉・湖及び浙江・江西の有司に敕諭し、民間の「女子」の年十三歳以上十九歳以下と、「婦人」の年三十歳以上四十歳以下の夫無き者の入宮して使令（召使いの仕事）に備えるを願うは、各々鈔（金銭）を給して道里費と爲し、京師に送赴せしむ^②。蓋し「女子」は以て後宮に備えるなり。而して「婦人」は則ち六尚に充てるなり。時に孝慈皇后 母儀天下「儀」字は寫本に據りて補すを正し、其の意を江南に注ぐこと此の如し。此の後、天順の間、内臣に命じて南方の女婦を選するは、已に此に^{はじ}防まる（『萬曆野獲編』補遺卷一・宮闈・「選江南女子」条）。

①『大明太祖聖神文武欽明啟運俊德成功統天大孝高皇帝實錄』に「〔洪武五年六月癸未（八日）〕上諭するに、中書省の臣 曰く、^{ちかこう}近者禮部 奏して中宮の女織（職）を定め、奉御（宦官）の張和・蔡旺を遣りて蘇・杭の二州に往き、民間の婦女の書數（読み書き算術）に通曉し入宮を願う者を選ばしめ、四十四人を得。其の中の任事に堪える者十四人に已に俱に授職（官職をあたえる）し、各々白金三十七兩を賜い、以て其の家に^{はたご}贍す。年の未だ二十に及ばざる者三十人あれば、各々白金二十兩を賜え、遣還して其の適人を^{ゆる}聽す。其の已に女職を授かる者は、有司をして其の徭役を^{けん}蠲（免除）せしむ。其の父兄弟姪に各々分を守り、勢を挾みて官府を侵犯すること母れと戒む」（『大明太祖聖神文武欽明啟運俊德成功統天大孝高皇帝實錄』卷之七十四・「洪武五年六月癸未（八日）」条）。

②『大明太祖聖神文武欽明啟運俊德成功統天大孝高皇帝實錄』に「蘇・松・嘉・湖及び浙江・江西の有司に敕諭し、凡そ民間の女子の年十三以上十九以下と、婦人の年三十以上四十以下の夫なる者無きの容貌の妍醜を問わず、但だ悪疾無く入宮し使令（召使いの仕事）に備えるを願う者の女子^ニに鈔六十錠を給し、婦人に鈔五十錠を給して道里費と爲し京師に送赴せよ、と」（『大明太祖聖神文武欽明啟運俊德成功統天大孝高皇帝實錄』卷之一百三十五・「洪武十四年春正月庚子（十四日）」条）。

（洪武五年（一三七二）、蘇〔州〕・杭〔州〕二府の婦女で後宮入りを願い出た者四十四人を選抜した。その者たちには後宮での仕事をあたえ、その家の徭役を免除した。その中の三

十人の二十歳になっていない者は、それぞれ金銭を下賜して送り返し、嫁入りは自由にさせた。洪武十四年（一三八一）、蘇州・松江・嘉興・湖州と浙江・江西の有司に勅諭して、民間の年十三歳から十九歳までの「女子」と、年三十歳から四十歳までの「婦人」の夫がない者で後宮に入り使令（召使いの仕事）を願うは、それぞれ鈔（金銭）を供与して路銀とし、京師に送り届けさせた。おそらく「女子」は後宮で皇帝に仕える候補者とし、「婦人」は後宮での様々な作業に充当させるためであったのであろう。この時、太祖洪武帝の孝慈馬皇后が天下の母の立場をさだめて、江南に注目したのは、このようなものであった。この後、天順の間に、宦官に命じて南方の婦女を選抜するようになったのは、ここに始まるのである）

後宮では、皇帝のそばに仕える「女子（側室）」候補と後宮での様々な作業を担当する「婦人（女官）」候補とを募集選抜したというのである。

以下で検討する福王弘光帝政権下での「淑女」の選抜は、來集之（字は元成，号は樵人。浙江蕭山の人。崇禎十三年庚辰科（一六四〇）三甲一百五十三名の進士）によると、「皇后」候補者の募集選考と同時に「女子（側室）」候補の募集も「淑女」選抜の名目で行なわれていたようである¹⁾。

また、これまで副都であった南京で、福王弘光帝が即位すると、後宮の様々な仕事を取り扱う女官を準備しなければならなくなる。そのうえ、皇太后鄒氏を南京へ迎えることになると、皇太后鄒氏付きの女官も必要になる。そこで、福王弘光帝即位以降に人員の募集選考が開始されたと考えられる。ただしこの時の集められた女性はあくまでも後宮で働く女官であった。この募集が度を越えて行なわれたため、以下で検討するが王鐸や陳子龍によって批判された。王鐸や陳子龍の奏上の日付が皇太后鄒氏の淑女選考の指示が出る前になっているのはそのためであったと考えられる。

こうした「淑女（皇后）」・「嬪御（側室）」募集選考や「女官」募集が同時にまとめて行なわ

1) この時の皇后候補の選抜は、「淑女」を選ぶという表現で行なわれたようである。そのため、いろいろと混乱が生じた。

そもそも嘉靖期以降に行なわれた宮女募集は、妃嬪（側室）候補募集と後宮の女官募集のふたつの側面があった。

世宗嘉靖帝は、皇后との間に嗣子が誕生しなかったため、「六宮の職をたす（後宮の事務官の仕事を補助する）」女性を募集するという名目で側室を求めようとした。

……朕（世宗嘉靖帝）の大婚 將に十年ならんとするに、元配は又た已に喪えり。今、后も又だ未だ兆しあらず。此の時を吉とするは或いは未だ晩からず。過ぎれば則ち失えり。聖母（生母の蔣氏）朝夕に朕（世宗嘉靖帝）に望む所の者は何ぞや。卿（張璉）拳拳として屢しば忠愛（忠誠と仁愛）を盡す者は何ぞや。俱に此の一の大事なり。朕（世宗嘉靖帝）惟うに當に茲れ「女教」を頒（公布）するの時に妃嬪數人を選充し以て六宮の職をたすと稱すべし。但だ之を古制に取り、授くるに名位を以てするも、便ち「皇妃（側室）」と曰うこと勿れ。亦た後世の法と爲す可し。庶わくは嗣緒を廣くするの一道ためなり。夫れ名位無ければ天子の當に御すべき所に非ざるや、未だ可否を知らず。茲に預め卿に告ぐ。詳し

く其の定志一條を奏し、已に併せて悉く知らしめよ。特に茲に論復す。嘉靖九年（一五三〇）十月初二日（『論對錄』（世宗嘉靖帝・張璉）卷之二十一・「論張元輔」・二葉）。

（朕（世宗嘉靖帝）が大婚（娶ってから）十年になろうとするが、もともとの皇后はすでに亡くなった（孝潔皇后陳氏は、嘉靖元年に皇后に冊立されるが、嘉靖七年十月に崩す）。いま継皇后張氏にはおめでたい兆しはない。この時をよしとするならば、まだ遅くはない。時間が過ぎてしまえば機会を失ってしまう。聖母が朝夕に朕（世宗嘉靖帝）に望んでおられるのは何であろうか。卿（張璉）が真摯に忠誠と仁愛を尽くしてくれるものは何であろうか。それはこの重要なことである。朕（世宗嘉靖帝）は聖母（生母の蔣氏）が編纂された「女教」を發布するこの時に妃嬪数人を選充して六宮（後宮の事務官）の職務を補助させるという名目にした。ただ古来の制度をよりどころとし、そこで用いられる名称を与えるものの、「皇妃」といわないようにせよ。そして、それを後の用例とさせよ。跡継ぎを増やすという方策のためである。そもそも名称がなければ、天子に仕えることはできないかどうか、その可否はわからない。ここに事前に卿（張璉）に知らせておくので、その方向性を詳しく奏上し、すべて知らせよ。特にここに指示しておく）

この詔を受けて張璉（初名は「璉」、字は乗用。後に「孚敬」の名を賜る。字は茂恭、号は羅峰、文忠と諡される。成化十一年（一四七五）～嘉靖十八年（一五三九）。浙江永嘉の人。正徳十六年科（一五二一）二甲七十七名の進士）は、つぎのように奏上した。その結果、官員を派遣して募集が行われた。

〔嘉靖九年（一五三〇）十月壬戌（六日）〕少傅兼太子太傅吏部尚書の張璉〔以下のように〕奏す。〔それは〕、「『古者天子 后を立て、併せて六宮を建つ。三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻あり』（『禮記』昏義）。儲嗣（皇子）を廣くする所以なり。伏して惟うに中宮の皇后の正位（正式に任命される）なること有年（多年）なるも、前星（皇子）未だ耀かず、嗣續（子孫）未だ蕃らず。臣（張孚敬）願わくは皇上（世宗嘉靖帝）の此の春秋鼎盛の年に當りて、廣く儲嗣の兆祥（吉祥）の計を為し、宜しく禮部に勅して慎選の典を擧ぐべし。惟だ貞淑を求め以て妃嬪に充てて侍御に備う、或いは内教（後宮での教育）・禮儀の行なうに當りては亦た各々以て相い攝佐するを得ん」と。疏 入り、上（世宗嘉靖帝）曰く、卿（張孚敬）の奏する所を覽るに忠愛誠切の至意を具悉（ひたしき）しかりと知るす。朕（世宗嘉靖帝）大婚して將に十年ならんとするに、元配 又た失嗣し、久しく虚を承けて、用て深く憂懼す、毎に聖母の念を厘（受ける）す。禮部 速やかに應行する事宜を擬して以て聞せよ、と。是に于いて禮部 覆して本部の官二員・司禮監官二員をして直隸・南京・鳳陽等の處に前往（派遣）させて選考せんことを請う。旨を得て、「朕（世宗嘉靖帝） 思うに此の擧は専ら廣嗣（嗣子を多く生む）の爲なり」と。續けて「止だ司属の官四員のみを遣りて以て往かしむ。因りて百姓を騷擾し、以て朕（世宗嘉靖帝）の宗祀の至意（祖先の祭祀をするために子孫を増やす）と為すと稱すること得ること勿れ。内官は必ずしも遣らず」とす。遂に禮部員外郎の李瑜・主事の屠應竣・王汝孝・吳龍分に南北兩直隸・河南・山東に往きて選取するを命ず（『大明世宗欽天履道英毅聖神宣文廣武洪仁大孝肅皇帝實錄』卷之一百十八・「嘉靖九年十月壬戌（六日）」条）。

①『漢書』杜周傳に「……自上（成帝）爲太子時、以好色聞。及即位、皇太后詔采良家女。〔杜〕欽因是說大將軍〔王〕鳳曰：禮壹娶九女。所以極陽數、廣嗣重祖也；必鄉舉求窈窕、不問華色、所以助德理內也……故后妃有貞淑之行、則胤嗣有賢聖之君；制度有威儀之節、則人君有壽考之福。……（上（成帝） 太子爲りし時より、好色を以て聞す。即位するに及び、皇太后 詔して良家の女を採らんとす。〔杜〕欽 是に因りて大將軍〔王〕鳳に説きて曰く、禮に壹たびに九女を娶る、と。陽數を極め、嗣を廣くし祖を重んずる所以なり。必ず郷舉して窈窕を求むも、華色を問わず。徳を助け内に理むる所以なり。故に后妃 貞淑の行い有れば、則ち胤嗣 賢聖の君有り。制度 威儀の節有れば、則ち人君 壽考の福有り；成帝は太子であった時から好色で聞こえていた。即位すると皇太后は詔して良家の娘を娶らせようとした。そこで杜欽は大將軍の王鳳に説いて言った。禮に一度に九女を娶るとあります。これは陽數を極め、子孫を廣くし祖宗を重んじるためです。必ず郷里に訪ねて窈窕たる女性を選びますが、その容色を問わないのは、徳を助けて内面に理めるからです。それだから后妃に貞淑な行いがあれば、世継ぎに賢聖の君が出てまいります。制度に節度にかなう威儀があれば、君主に長壽の福があります。〕」。

〔嘉靖九年（一五三〇）十月六日〕、少傅兼太子太傅吏部尚書の張璉（張孚敬）が、以下のように奏上した。それは、「昔は天子が后を立て、併せて六宮（六つの宮殿。大寢ひとつと小寢五つ）を建てた。そし

て、三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻があった（『禮記』昏義）とあり、それは儲嗣（皇子）を多くするためにございました。伏して考えますに中宮にいらっしゃる皇后さまが位に就かれてからかなりの時間が過ぎておりますが、前星（皇子）はまだ現れておらず、王位の継承はまだ盛んになっておりません。臣（張孚敬）は、皇上（世宗嘉靖帝）が壮年でお元気なこの時期に、お子様をもうけるという吉兆を計画されて、禮部に勅書を出し〔淑女の〕選抜を行なう盛典をなさっていただくようお願い致します。そうして、ただ貞淑な者を求めて、それを妃嬪としておそばに仕えさせたり、あるいは後宮で教育や儀式を行なうにあたって、ただそれぞれ補佐する者を得たいと思います」というものであった。この疏が提出されると、上（世宗嘉靖帝）は、「卿（張孚敬）の奏上を見ると、忠愛誠切が極まっていることをしっかりと理解できる。朕（世宗嘉靖帝）は、大婚して十年になろうとするが、いまだ皇后は子宝に恵まれず、久しく寂しく、深く憂慮し、〔子孫を増やせという〕聖母のご意見も承っている。禮部は、速やかにすべての行なうべき事柄を推し量って建議せよ」とおっしゃった。ここで、禮部は回答して、禮部の官員二名と司禮監官の二名を直隸・南京・鳳陽などの地に派遣して選抜させることを申し出た。皇帝陛下の「朕（世宗嘉靖帝）が思うに、この選抜はもっぱら子孫を盛んにするためである」という旨があり、それに続けて「ただ所属の四名の官員だけを派遣させよ。人々を騒がせて、朕（世宗嘉靖帝）が宗祀の至意（祖先の祭祀をするために子孫を増やす）のために行なっていると称してはいけない。宦官は派遣しなくてよい」と旨があった。そして禮部員外郎の李瑜・主事の屠應竣・王汝孝・吳龍分に南直隸・北直隸・河南・山東に行つて選抜するように命じた）

このように世宗嘉靖帝の時には、「六宮の職を佐く」女性を求めるという名目で、嗣子を得るための側室の選考が行なわれた。

神宗萬曆帝の時には、命を受けた張居正たち閣臣が、名門出身の「淑女」を選び、嗣子の誕生を期待したいとの提案を行なっている。

〔萬曆九年（一五八一）八月〕癸卯（十二日）、上（神宗萬曆帝）經筵に御す。輔臣の張居正等 奏して言う、該（管）文書官 聖意を傳え、博く「淑女」を選び以て侍御に備えるを命ず。臣等 竊かに聞くに「古者、天子に一后・三夫人・九嬪あり」とは、儲嗣（皇子）を廣くする所以なりと。今、皇上（神宗萬曆帝）宗廟社稷の重きを仰承し、遠く萬世長久の圖を為す。而れども内職 未だ備わらず、儲嗣未だ蕃らず。亦た臣等 日夜懇切（深く心に掛ける）する者なり。但だ「宮女」を選用するの事體 太はだ輕し。恐くは名門の「淑女」應選を樂しまず。萬乘（天子や国家）を重んじ令淑（すばらしい德行）を求むる所以に非ざるなり。臣等 查得（調査したところ）するに嘉靖九年に世宗皇帝 禮部に勅諭し、慎しみて九嬪を選ばしむの事例有り。今日に在りて相い合うと為すに似たり。伏して皇上（神宗萬曆帝）聖母に奏して知らしめ慈諭の施行を請うを上らんことを乞う、と（『大明神宗範天合道哲肅敦簡光文章武安仁止孝顯皇帝實錄』卷之一百一十五・「萬曆九年八月癸卯（十二日）」条）。

①『春明夢餘錄』卷二十三・先正模範・「票擬宜密」条に「〔票擬の制度は明末清初の孫承澤の時に成る〕事體 漸く異なれり。朝參・講讀の外は復た天顏を奉ずるを得ず。〔閣議に参加することになつて〕司禮監太監と雖も、亦た内閣に至ること少なし。朝廷（帝王）命令有れば、必ず之を太監に傳え、太監 之を管文書官に傳う。管文書官方に傳えて臣に至る。内閣 陳説有れば、必ず之を管文書官に達し、管文書官 之を太監に達す。太監は乃ち達して御前に至る。」

②『禮記』昏義に「古者、天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之内治、以明章婦順（古者、天子の後 六宮を立つ。三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以て天下の内治を聴き、以て婦順を明章す）……」とあり、その鄭注に「天子六寢、而六宮在後、六宮在前。所以承嗣施外内之政也。三夫人以下百二十人、周制也。三公以下百二十人、似夏時也。合而言之、取其相應、有象天數也。内治婦學之法也。陰德謂主陰事陰令也（天子は六寢にして、六宮は後に在り、六宮は前に在り。承嗣して外内の政を施す所以なり。三夫人以下百二十人は、周の制なり。三公以下百二十人は、夏の時に似たるなり。合せて之を言うは、其の相い應じて、天數に象どること有るに取るなり。内治とは婦學の法なり。陰徳とは陰事・陰令を主どるを謂うなり）」。

（萬曆九年（一五八一）八月癸卯（十二日）、上（神宗萬曆帝）は經筵講義にお出ましになった。閣臣の張居正等は、「管文書官から陛下の「広く「淑女」を選抜して身邊で仕える者（侍御）を用意せよ」とのお言葉を受けたまわりました。私たちは「古者、天子に一后・三夫人・九嬪あり」という『禮記』昏義

の言葉は、皇子を多くするためであると聞いております。いま、皇上（神宗萬曆帝）は、宗廟や国家の責務をお受けになられて、速くの万世にわたるお考えをお示しになっています。ですが、内職（嬪妃）がまだ備わっておらず（萬曆六年二月には王皇后と昭貴劉氏とが立てられている）、皇子様もいらっしゃいません（長子の朱常洛（後の光宗）は萬曆十年八月に生まれる）。これは、臣下である私たちが日夜深く心に掛けていることです。ただ宮女を選抜するやり方は、たいへん軽々しく行っておりました。これでは、名家の淑女は、選ばれることを喜ばず、天子を重んじて美徳の持ち主を求めるときにはまいりません。臣下である私たちが調査いたしましたところ、嘉靖九年に世宗嘉靖皇帝さまが、禮部に勅諭をお出しになって、つつしんで九嬪を選抜させ〔それに即した適切な名称を宮中で与え〕たという事例がございました。これは今日でも適合するように思います。そこで皇上（神宗萬曆帝）が聖母（皇太后）にこのことをお知らせし、〔皇太后さまの〕慈諭をいただいたうえで、皇上（神宗萬曆帝）からこのことをお命じいただくようお願い申し上げます」と奏上した）

神宗萬曆帝が側室を要望したことに対して、閣臣の張居正たちは嗣子誕生のためにも大切なことであると述べる。ただし、これまでのやり方では、名家出身の「淑女」を選び出すことができないので、世宗嘉靖帝が嘉靖九年に行なった方法（つまり、「六宮の職をたすく」女性を求めるという名目で募集し、そして側室としてから、『禮記』昏義の「九嬪」に即した適切な名称を宮中で与える）をとるようにと申し上げた、というのである。崇禎帝の時には、嗣子を得るための「淑女」ではなく、後宮の儀式を執り行なうための女性を募集したいと考えた。

〔崇禎十五年〕七月、[以下のように] 諭す。九嬪の設けるは、原とより宮闈（後宮）の内政をたすげんとすればなり。祖制の選擇、典禮甚だ備われり。邇ごろ中外の多事に因り、未だ舉行するに忍びず。朕（崇禎帝）登極して十五載なり。未だ軽しく一人も進めず。第だ宮中の禮節 殷煩（煩雜）なり。郊廟・寢殿（皇帝の寢宮）・袍膳（衣装と食事）等の事の如きは、均しく人の料理（補助）を缺く可からず。嬪を選して官に備え〔るについて〕は、典 久しく、廢し難し。著して即すに舊例を遵照（従う）し、諭を京城内外の各衙門に傳え、預め良家の子女の年十四以上・十六以下の必ず徳性純良にして家族清白、容貌端潔なる者を選び、方に選にに與かるを許す。其の被刑・廝役（奴僕）等の項（階層）及び已に聘定（婚約）する者は、俱に溷冒（軽率）に罪を取る（罪に問う）を得ず。仍お明春に于いて舉行せよ。該部 即すに傳飭（命令を伝える）を行なえ。其の内諸司、也もた着して預め錢糧を辦ぜよ。違悞するを得ず。特に諭す、と（『山書』卷十六・「選設九嬪」条）。

（崇禎十五年七月に以下のような上諭が下された。それは、「九嬪が設置されたのは、もともと後宮のまつりごとを補助するためであった。祖制の選択は、制度がきわめて備わっている。最近は、内外が多難なため、いまだに九嬪の制度を行なうに忍びない。そもそも朕（崇禎帝）は即位して十五年となる。いまだに軽々しく一人の宮人も後宮に迎えていない。しかしながら、宮中の儀礼は繁多である。郊廟・寢殿（皇帝の寢宮）・袍膳（衣装と食事）などのことは、すべて人の補助を欠くことができない。九嬪を選んで後宮に備えることについては、制度が長く続き廃止しがたい。そこですぐに旧令にしたがって、上諭を北京内外の各役所に伝え、事前に良家の子女で十四歳から十六歳までの必ず徳性純良で家族が清白で、容貌端潔なる者を選び、九嬪の選考に加わることを認めさせる。刑を被った者・廝役（奴僕）等の者・すでに婚姻が決まっている者は、〔候補者を出さないという〕罪にはすぐには問わない。これは明春に舉行せよ。該部署は早急に命令を伝えよ。太監はあらかじめ費用を処置しておけ。間違いを起こすことを認めない。特にここに命ずる」というものであった）

それに対して、給事中の光時亨（字は羽聖、号は含萬。安徽桐城の人。萬曆二十七年（一五九九）～弘光元年（清・順治二年：一六四五）。崇禎七年甲戌科（一六三四）三甲一百六十六名の進士）は上疏文を提出して、時期として適切ではなく、募集の延期を求めた。

給事中の光時亨 疏もて曰く、臣（光時亨） 邸報を閲るに、恭しく捧げたる聖諭（皇帝が自発的に下す指示・訓示）に、諭を京城内外の各衙門に傳え、預め良家の子女の純良清白・容貌端潔なる者を選び、以て九嬪に充てよ、と。臣（光時亨） 聞く、九嬪は載せて『周禮』（天官冢宰）に在り、と。事は宮闈に關すれば、重んずるに祖制を以てし、且に以て愆飭（謹慎）なるべし。夫れ郊廟・寢殿・庖膳の諸々の禮節〔を行なうために九嬪を備えたいという〕皇上（崇禎帝）の此の舉は、政ため為に動き、天人に合

す。豈に其れ或いは風愆（『書經』伊訓に「惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪、邦君有一于身、國必亡（惟れ茲の三風十愆、卿士 身に一有れば、家 必ず喪び、邦君 身に一有れば、國 必ず亡ぶ）」の箴・怠荒（怠惰で放蕩する）（『禮記』曲禮上）を忘れて、外廷・小臣（宦官）の戒の過慮（おぼろ）に煩う者有らんや。顧わくは臣愚（光時亨）以為らく朝廷の事 緩有り急有り、逸有り勞（あつ）有り。明主 其の急（急いで行なうこと）を圖りて其の緩（ゆっくりと取り組むこと）を吝（おそ）き、其の勞（あつ）に趨きて其の逸を遠ざく。是を以て至誠 息まず、久道 化成し（『易』恒卦・彖傳に「聖人久於其道、而天下化成（聖人は其の道に久しくして天下 化成す）」）、厥の盛治を終（完成）す。方今、内外多故、海宇騷然たり。而れども臣民 猶尚怡安（和悦）し持む可く恐るる無き者は、良に皇上（崇禎帝）の親賢納諫（賢人を近づけ諫言を受け入れる）を以てす・・・臣（光時亨） 猶お記（記憶）するに天啓年間に嬪を選ぶと訛傳ありて、民間の子女（若い女性）の嫁娶 幾んど空し。婚配（夫婦）非偶（つり合いが取れない）たりて、後に失所（適切でない）の嘆に勝えず。今、聖諭 分別にして甚だ明らかなり。且つ止めるに京城内外に及ぶに過ぎず。而して之を遐遠（遠方の地域）に傳うるは、奸民の此れに藉りて煽播すること有るを恐れればなり。兵荒 流離の餘（以後）、此れに復た堪え難し。皇上（崇禎帝）「民を視ること傷あるが如し（傷ついているかのように人々をいたわった）」（『孟子』離婁下）、常に匹夫匹婦の被澤せざること有るを慮る。[しかし] 臣（光時亨） 未だ衷に安からざる所有り。又た仰ぎて皇上（崇禎帝）の即速（立刻）に行なわず、尚お來春を待つに至意を見るに、何ぞ敢て明白に入告（上聞）せざらんや。伏して望むに成命（發出された指示）を收回し寇盜削平の日を俟ち、然る後に肇めて擧げれば、則ち睿慮（皇帝） 益々講幄（進講）に勤め、臣鄰（臣民） 益々幾康に揚み、邊士 益々死綏（戦場で死力を尽す）に奮い、小民 益々供賦に勇ならん。舜業堯兢（舜や堯のように勤勉に努める態度）、愈々昭著を加えん。將に震號（恐懼） 既に遠く、豫樂（安適快樂） 成る可し。所謂ゆる「天下の憂いに先立ちて憂い、天下の楽しみに後れて楽しむ」（范仲淹「岳陽樓記」）なり。更に皇上（崇禎帝）の飢溺 民と同じくするの聖衷に于いて大いに愉快と為す。人臣 君を憂うるは、必ず其の漸なるに于いてす、臣（光時亨） 幸いに昌言（直言） 諱まざるの時に際し、區區たる愚悞もて、伏して聖なる明鑒の宥（お許し）を乞う（『山書』卷十六・「選設九嬪」条）。

（給事中の光時亨が以下のように上疏した。臣（光時亨）が邸報を見ましたところ、つつしんで承りました聖諭（皇帝が自発的に下す指示・訓示）に、上諭を北京内外の各役所に伝え、事前に良家の子の性格が純良で家族が清白で、容貌端潔なる者を選んで、九嬪に選出せよ、とございました。臣（光時亨）が聞き及びますところ、九嬪は『周禮』（天官冢宰）に掲載されております。しかし事は後宮に関ることですので、『周禮』よりも明朝の祖制を重んじ、その上に慎重であるべきです。そもそも郊廟・寢殿・庖膳のそれぞれの儀礼を行なうために九嬪を備えたいという皇上（崇禎帝）のこのお考えは、政治をそのために動かして、天人に合一させる【というすばらしい】ものです。どうして風愆（三つの悪風・十の愆の告戒）の箴・怠荒（だらけた格好をしてはいけない）の戒めを忘れて、臣下や宦官に対しての配慮のし過ぎに悩まれることがあるのでしょうか。臣（光時亨）は思いますに朝廷のことは緩急（すぐにすべきこととゆっくりと取り組むこと）や安楽なことと労苦があります。明主はすぐにすべきことを考え、ゆっくりと取り組むことを置いておき、労苦を求めて安楽を遠ざけます。そうであれば、至誠とはどまることなく、持続された正しい道は天下を感化し、そのすばらしい治世を完成させます。いま内外は多事多難であり、天下は騷然としています。しかしながら、臣民がまだおだやかで、頼ることができ、恐れることがないのは、皇上（崇禎帝）が賢者を近づけ諫言を受け入れておられることによります・・・臣（光時亨）はいまだに天啓年間に「嬪」を選ぶというデマが伝わり、民間の若い女性の婚姻が「選抜を避けるために広く行なわれ」ほとんど空になり、【急いで婚姻した】夫婦のつり合いが取れず、後々に適切でなかったと嘆くことになったことを記憶しております。いま、皇上（崇禎帝）のご指示の区別（側室候補ではなく、後宮での儀式的担当者を選抜する）はたいへんはっきりしております。そのうえ、【募集区域は】北京近郊にとどめておられます。そして、このことを遠方の地域にまでお伝えになったのは、邪悪な人間がこれを利用して煽り立てることを恐れられたためだと推測いたします。そもそも兵乱で離散した後では、この選抜に耐えられるものではありません。皇上（崇禎帝）は「人々を傷ついているかのようにいたわった」（『孟子』離婁下）ようになさって、常に人々が恩沢を被って

れたために、大変な混乱が生じることになった。

さて、南京に迎えられた皇太后は、到着してすぐの八月二十五日に皇后候補の「淑女」を求めようとの指示を出す²⁾。福王弘光帝の継妃李氏（最初の正妃黄氏は早世）は、崇禎十四年の洛陽王府が陥落した時に亡くなっていたからである。また、福王弘光帝には嗣子がおらず、このままでは福王弘光帝政権の存続にかかわる問題が起こる恐れがあったからでもある。

『南渡録』は、つぎのようにいう。

奉けたる皇太后の懿旨もて禮部と監臣の韓贊周に淑女を遯求（選び求める）するを命ず（『南渡録』巻之二・「崇禎十七年八月庚辰（二十五日）」条）。

（皇太后の懿旨（指示文書）によって禮部と司禮監秉筆太監の韓贊周に淑女を選び求めるよう命じた）

黄宗羲の『弘光實錄鈔』にも、

〔崇禎十七年八月〕庚辰（二十五日）、皇太后 諭して中宮を選せしむ（『弘光實錄鈔』巻二・「崇禎十七年八月庚辰（二十五日）」条）。

（崇禎十七年八月二十五日、皇太后の命令文書によって中宮を選び求めさせた）

とある。

ないことをご心配されています。しかし、それだけでは臣（光時亨）はまだ心より安らかではございません。そのうえ、この選考をすぐになさらずに、来春にされるというお考えを仰ぎ見ますに、どうして憚^{はば}ってはつきり申し上げずにおられましようか。發出されたご指示を撤収され、流賊の鎮壓の日を待って、その後始めて挙行されれば、皇上（崇禎帝）はますます進講にお励みになることになり、臣民はますます安らかにつつしみ、兵士は戦場でますます死力を尽し、人々はますます納税に努力し、舜業堯兢（舜や堯のように勤勉に努める態度）はますます明らかとなります。恐れは遠ざかり、安寧となりますでしょう。これこそ范仲淹の言う「天下の憂いに先立ちて憂い、天下の楽しみに後れて楽しむ」ことです。さらに皇上（崇禎帝）の民と生活の苦勞を同じようにしたいというお考えは、たいへん素晴らしいことだと思います。人臣が主君を心配するのは、そのきざしにおいてであります。臣（光時亨）は幸いにも直言しても憚ることがない時に会い、ちっほけな誠意を示すことで皇上（崇禎帝）のお許しを乞うものでございます）

その結果、『國權』によれば、

〔崇禎十五年九月〕戊子（二十一日）、良家の女を採りて九嬪に充てんとす。刑科給事中の光時亨 之を緩やかにし、寇の平らぐを俟ちて舉行せんことを請う。之に従う（『國權』巻九十八・「崇禎十五年九月戊子（二十一日）」条・五九四二頁）。

とあり、光時亨の提案は認められたようである。

このように、世宗嘉靖帝・神宗萬曆帝の時には嗣子をもうけるために、崇禎帝の時には、後宮の儀式を執り行なうための女性の募集が考えられたようである。したがって、福王弘光帝政権下で「淑女」募集が行なわれると伝わると、人々は「側室」募集、もしくは宮中への女性の召し出しと理解し、きそって逃れようとしたと考えられる。

「淑女」選考選抜について、清・趙翼は、清朝の言い方に従って「選秀女之制」としている（『廿二史劄記』巻三十二・「明代選秀女之制」条・二十葉～二十一葉）。このことについては、前田尚美氏が『明代後宮と后妃・女官制度』「第一章 明代の後宮制度 第二節 秀女制度」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第8号・2009年）で検討されている。

- 2) 皇太后鄒氏の到着を待つて皇后を選ぶよう指示を出すことは、福王弘光帝の新政権で既定の政策であった。祁彪佳（字は虎子、一の字は幼文、又の字は宏吉、号は世培。浙江山陰の人。明・萬曆三十年十一月二十二日（西暦：一六〇三年一月三日）～弘光元年（清・順治二年）閏六月五日（西暦：一六四五年七月二十七日）。天啓二年壬戌科（一六二二）の三甲二百四十名の進士）は、五月三日に新政権が行なうべき事として四事を書き出し、その一つとして皇后を選ぶことを挙げている。

……燈下に掲を作り姜燕及（姜曰廣）に與う。内の四事は、「一に先帝の諡號は宜しく褒美を極むべし。一に監國 后妃を選ぶは宜しく聖母（皇太后鄒氏）の至るを俟つべし。一に臣子 匪嘗（非常）の變に當りて宜しく此れに因りて遷官（官職を異動）するべからず。一に速やかに報房（文書取扱所）を設け以て章奏を通ず」なり……（『祁忠敏公日記』甲申日曆・「崇禎十七年（順治元年）五月初三日」条・十九葉：民國二十六年（一九三七）紹興縣修志委員會校刊本）。

（ともし火の下で掲（奏本の写し）を書いて姜燕及（姜曰廣）に届けた。その内容は、以下の四つである。

- 一 先の崇禎帝の諡號は賛美を極めるべきである。
- 一 監國（福王弘光帝）が皇后を選ぶのは、聖母（皇太后鄒氏）の到着を待つべきである。
- 一 官員はこの非常事態にあたり、それを理由に官職を異動するべきではない。
- 一 速やかに報房（文書取扱所）を設置して、章奏のやり取りを円滑にする）

また、馬士英（字は瑤草。貴州貴陽（貴州衛）の人。明・萬曆十九年（一五九一）～清・順治三年（一六四六）。萬曆四十七年己未科（一六一九）二甲十九名の進士）も、五月二十日に新政権の開国の政策として提案して認可された四つの政策のなかのひとつに、皇后の選定を挙げている。

〔崇禎十七年五月丁未（二十日）〕、輔臣の馬士英 開國の大計を疏もて陳べ、之を允さる。

一、雒陽 殘破の後、聖母（皇太后鄒氏） 尚お郭家寨に寓すると聞く。當に急ぎて迎養を圖るべし。一、皇考（崇禎帝） 遇難の後、匆匆として藁葬（葬儀を行なう）す。宜しく梓宮を遷して護送し南來して、吉壤（いい土地）を擇びて安厝（埋葬）すべし。一、宜しく禮部に勅して、擇吉（吉日を選ぶ）して慎しみて淑女を選び、以て中宮（皇后）を繼ぐべし。一、諸藩 流離し、奸宄して生心（異心を抱く）し、或いは挟む所と爲り、社稷に利あらざるを恐る。凡そ僑寓する者は、宜しく俱に差官をして近地に迎置し、中原の恢復を俟ちて、各々原封に還すべし。〔この〕疏奏（上奏文）ありて、輔臣の〔史〕可法に官を遣りて聖母（皇太后鄒氏）を迎えるを命ず。親藩の事は禮部に酌議（議論）さす（『南渡錄』卷之一・「崇禎十七年五月丁未（二十日）」条）。

（崇禎十七年五月丁未（二十日）に輔臣の馬士英が明朝中興の〔以下のような〕大計を上奏して述べ、許諾された。

- 一 福王府のあった洛陽が陥落して後、聖母（皇太后鄒氏）はまだ郭家寨におられると聞いています。急いでお迎えすべきです。
- 一 崇禎帝は難に遭われて、慌ただしく葬儀を行ないました。そこで、崇禎帝の梓宮を移して、護送して南京にお迎えして、いい土地を選定して安葬すべきです。
- 一 禮部に勅書を出されて、吉日を選んで、つつしんで淑女を選抜して、皇后の地位を継がせるべきです。
- 一 諸王は流浪し、悪事を行ったり、異心を抱いたり、旗頭とされたりすることになれば、国にとっていいことにならないことを心配します。すべての仮住まいされている諸王に対して、官員を派遣して、南京の近くにお迎えし、北方の地を取り返した後に、もともとの封ぜられていた土地に帰還してもらうようにすべきです。

この上奏文が提出されて、史可法に官員を派遣して聖母（皇太后鄒氏）をお迎えするようにと命令があった。諸王のことは禮部で検討させた）

なお、日時に少しばらつきはあるが、諸書の伝える馬士英の「大計四事」の内容は同じであるが、『甲乙事案』・『明季甲乙彙編』・『明季南略』は、後継者誕生のために淑女を選ぶべきだと述べたとする。

◎『國権』

〔崇禎十七年五月〕丙午（十九日）、馬士英 言う。今日の大計に四有り。曰く、聖母 流離すれば、高倍（高傑）に衛迎するを密諭す。曰く、皇考に追尊して梓宮を遷す。曰く、慎しみて淑女を選ぶ。曰く、

『國権』は、八月二十四日に掛けて、詳しく皇太后鄒氏の指示の内容を伝える。

〔崇禎十七年八月〕庚辰（二十五日）、皇太后 禮部に諭して曰く、皇帝（福王弘光帝）萬幾（政務）に憂勤（憂慮して仕事にはげむ）するも、中宮（皇后）久しく坤位を虚しくす。賢を需め化を襄（完成）するは、垂裳^①に源す。閨門（家庭）協和すれば、萬邦（天下）を綏^②んじ定まる。阼^③に在り・旁に在り。〔そして〕、豆籩（祭器）を潔して以て先廟に事うるは、社稷の贊^④けなり。且つ早に兆熊の祥^⑤以て無疆（とこしえに）に錫羨（幸福を賜る）す。其れ乃ち雞鳴の視朝（政務を執る）の警^⑥に僅^⑦まらざること無からんか。爾ら禮部其れ廣く淑女を選ぶに、徳 宜しく閑靜（やさしくしとやか）なるべし。大命を遐邇（遠近）に布（公布）せよ。卜期擇吉（吉日を選ぶ）し、月日を俟□（待つ）して、閣臣と司禮監の韓贊周を會同し禧（吉祥）^⑧を迓^⑨え、以て天地山川の神に告げよ。大婚 維^⑩れ敬み、筐篚（婚姻の聘禮）九十^⑪にせよ。爾 其れ慎みて儀典（儀式）を承け、故懈有ること罔れ。以て天の斐^⑫忱^⑬を光昭し、邦を榮懷（勢いが盛んで安定する）せしめよ。亦た惟れ皇帝（福王弘光帝）の齊治^⑭の慶なり。欽しめ（『國権』卷一百二・「崇禎十七年八月庚辰（二十五日）」条・六一四一頁）。

①『易』繫辭下に「黃帝・堯・舜垂衣裳而天下治、蓋取諸乾坤（黃帝・堯・舜 衣裳を垂れて天下 治ま

諸藩 國を失い、奸宄の之を挾むこと有りて、社稷に利有らざるを恐れれば、京師に迎賓せよ（『國権』卷一百一・「崇禎十七年五月丙午（十九日）」条・六一〇三頁）。

◎『弘光實錄鈔』

〔崇禎十七年六月〕戊辰（十二日）、馬士英〔以下の〕四事を密陳す。

一 聖母 郭家塞に在り。常守文なる者有りて之を知る。一 皇考の梓宮 難に遇うの時、藁葬 備わらず。安撫の李際遇に命じて護送して南來せしめよ。一 淑女を選し、以て中宮に備えよ。一 親藩を防護せよ。奸宄の挾む所と爲るを恐れればなり（『弘光實錄鈔』卷一・「崇禎十七年六月戊辰（十二日）」条）。

◎『甲乙事案』

〔崇禎十七年五月庚戌（二十三日）〕馬士英 大計四事を奏す。〔その内容は〕、一 聖母 流離す。高傑の部將に衛迎するを密諭す可し。一 皇考に尊位號を進め、應に梓宮を遷して南來すべし。一 皇子 未だ生れず、應に亟に慎しみて淑女を選ぶべし。一 諸藩 國を失い、奸宄の之を扶し、社稷に利あらざること有るを恐る、宜しく南京に迎置すべし、なり（『甲乙事案』卷上・「崇禎十七年五月庚戌（二十三日）」条）。

◎『明季甲乙彙編』

〔崇禎十七年五月〕丙午（十九日）……馬士英 大計五款を奏す。〔その内容は〕、一 聖母流離すれば、高傑の部將に密諭し衛り迎う可し。一 皇考に位號を追尊し、梓宮を遷し南來さす。一 皇子 未だ生れざれば、即ち勅して慎しみて淑女を選ぶ。一 諸藩の國を失い、奸宄の之を扶し、社稷に利あらざること有るを恐る、宜しく南京に迎置すべし、なり（『明季甲乙彙編』卷之一・「崇禎十七年五月丙午（十九日）」条）。

◎『明季南略』

〔崇禎十七年五月〕十九丙午……馬士英 大計四款を奏す。〔その内容は〕、一 聖母流離すれば、高傑の部將に密諭し衛り迎う可し。一 皇考に位號を追尊し、梓宮を遷し南來さす。一 皇子 未だ生れざれば、即ち勅して慎しみて淑女を選ぶ。一 諸藩の國を失い、奸宄の之を扶し、社稷に利あらざること有るを恐る、宜しく南京に迎置すべし、なり（『明季南略』卷之一・「五月甲乙紀」条）。

る。蓋し諸を乾坤に取る)』。

②『禮記』仲尼燕居「子曰、明乎郊社之義、嘗禘之禮、治國其如指諸掌而已乎。是故以之居處有禮。故長幼辨也。以之閨門之内有禮。故三族和也(子曰く、郊社(天地をまつる郊祭と社祭)の義・嘗禘(宗廟における四時の祭名)の禮に明らかなるときは、國を治むること其れ諸を掌に指すが如きのみなるか。是の故に之を居處に以うるに禮有り。故に長幼辨るるなり。之を閨門の内に以うるに禮有り。故に三族和するなり)」。また、『書經』堯典に「協和萬邦(萬邦を協和せしむ)」。さらに、『書經』畢命に「惟周公左右先王、綏定厥家(惟れ周公先王に左右し(補佐する)、厥の家を綏んじ定む)」。

③『禮記』禮器に「天道至教、聖人至德。廟堂之上、壘尊在阼、犧尊在西。廟堂之下、縣鼓在西、應鼓在東。君在阼、夫人在房。大明生於東、月生於西。此陰陽之分、夫婦之位也(天道は至教なり、聖人は至德なり。廟堂の上に、壘尊は阼に在り、犧尊は西に在り。廟堂の下に、縣鼓は西に在り、應鼓は東に在り。君は阼(堂の東)に在り、夫人は房(西の奥の西房)に在り。大明は東に生じ、月は西に生ず。此れ陰陽の分、夫婦の位なり)」。

④男子が生まれる兆。『詩經』小雅・斯干に「大人占之、維熊維羆、男子之祥(大人之を占う、維れ熊維れ羆は、男子の祥)」。

⑤雞鳴は女性を指す：『詩經』鄭風・「女曰雞鳴」に「女曰雞鳴、士曰昧旦、子興視夜、明星有爛、將翱將翔、弋鳧與鴈(女曰う雞鳴と、士曰う昧旦と、子興きて夜を視よ、明星爛たる有らん、將た翱し將た翔し、鳧と鴈とを弋せんと)」とあり、『詩集傳』に「此詩人述賢夫婦相警戒之詞(此れ詩人賢夫婦の相い警戒するの詞を述ぶ)」とする。また、『書經』牧誓に「古人有言曰、牝雞無晨、牝雞之晨、惟家之索(古人言有りて曰く、牝雞は晨する無し、牝雞の晨するは、惟れ家の索くるなり：古人の言葉にいう。めんどりが夜明けを告げることはない。めんどりが夜明けを告げたら、その家は滅びる)」。

⑥『史記』五帝本紀に「舜曰、嗟、伯夷。以汝爲秩宗。夙夜維敬、直哉維靜絜(舜曰く、嗟、伯夷。汝を以て秩宗(郊廟をつかさどる官)と爲さん。夙夜維れ敬め、直なるかな維れ靜絜、と：舜はいう。ああ、伯夷。お前を秩宗(郊廟をつかさどる官)にしよう。朝から夜までつつしんで、正直であれ。身を正しくせよ、と)」。なお、『書經』舜典は、「帝曰、兪。咨伯。汝作秩宗、夙夜惟寅、直哉惟清(帝(舜)曰く、兪。咨。伯(伯夷)。汝秩宗と作れ、夙夜惟れ寅み、直ならんかな、惟れ清なれ、と)」。

⑦『詩經』國風・爾風に「親結其縞、九十其儀(親其の縞を結んで、其の儀を九十にす)」とあり、毛傳・集傳は「其の儀を九十にするは、威儀多きを言うなり」。

⑧『書經』君奭に「周公若曰、……若天棗忱(周公若く曰く、……天に若い忱を築く：天にしたがって誠あるものを助ける)」。

⑨齊治：『大學』の「修身、齊家、治國、平天下」の省稱。『大學』經・第四節に「古之欲明明德於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身(古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ず其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先ず其の家を齊う。其の家を齊えんと欲する者は、先ず其の身を修む)」。

(崇禎十七年八月庚辰(二十五日)、皇太后鄒氏は禮部に指示して[以下のように]言う。

皇帝（福王弘光帝）は、政務に奮闘されているが、後宮では久しく皇后がいない。賢人を求めて教化を完成するには、衣装をだらりと垂らす（何もせずに天下が治まる）ことから始まる。家庭が仲良くなれば、天下が安定する。君は阼（堂の東）に位置して、夫人は房（西の奥の西房）に位置する。そうして、祭器を清潔にして先廟につかえることは、社稷の補助（国家に仕える君主の補助）となるものである。そのうえ、早く男子が生まれる兆しがあれば、永遠の幸福を賜ることになる。こうしたことは、雞鳴（女性）が視朝（政務を執り行なう）ということへの警告にとどまるだけではないであろう。お前たち禮部は、そもそも淑女を広く選抜するにあたって、徳（心情）がおだやかであるものにすべきである。この指示を遠近に布告せよ。吉日を選んで、その日月を待って、閣臣と司禮監秉筆太監の韓贊周とが一緒になって、吉祥を迎えて、天地山川の神に報告せよ。婚姻を敬虔にし、婚礼を重厚なものにせよ。お前たちは慎んで婚礼の儀式を奉じよ。もとより怠ってはいけない。そうして天にしたがって誠あるものを助けることを明らかにし、国家が強く安寧であるようにせよ。またこれは皇帝陛下の広い治世の慶事である。つつしめ

ここで「中宮（皇后）久しく坤位を虚しくす」と述べていることからすると、この「淑女」は、福王弘光帝の皇后候補者を指していると考えられる。

このことに関して、『三垣筆記』は、つぎのようにいう。

京師 淑女を選す。人 宮嬪（福王弘光帝の側室）と爲ると疑い、競いて規避（なんとかして避ける）す。後に后に備えるの選なるを知り、方に競い出で、五城（京城）・每城 百人を下らず。監臣に命じて彙選するに、乘輿（車馬）魚貫（連なる）、金彩紅紫（美しい婦人女子の服装）目を奪う。初得の人は、一（ある）黄氏 冠と爲すと言う。入内し、推算人（日数占いの人）に一刺（名帖）を投（届ける）するを失うを以て、作崇（いやがらせをする）され退出す。再び選び、内豎（宦官） 坐名（指名）して馬中書（馬士英）の女を索（選択）す。聞くならく此の女 色藝（姿かたちと芸事）雙絶なり。選ばれし時、故より其の頸を欵^{かたむ}け、「斷尾犧雞^①」を作せば、亦た選に入らず（『三垣筆記』下・弘光）。

①『左傳』昭公二十二年に「賁孟適郊，見雄雞自斷其尾，問之侍者，曰，自憚其犧也（^{ひんもう} 賁孟 郊に適き、雄雞の自から其の尾を斷つを見て、之を侍者に問う。曰く、自から其の犧を憚るるなり、と：^{ひんもう} 賁孟が郊外に出た時、^{おんどり} 雄雞が自分からその尾羽をむしり取っているのを見て、従者にたずねる。従者は、「^{おんどり} 雄雞が犠牲に用いられるのを恐れているのです」という）」。

（南京で淑女選びが行われた。人々は、宮嬪（帝王の側室）となる者の選抜ではないかと疑い、争って口実を設けて避けようとした。後にそれが皇后候補の選考であることを知り、競いあって南京や各都市での「希望者が」百人を下らなかった。内官に命じて集めて選考したところ、乗り物が連なり、美しい衣装に目が奪われた。最初の選考では、黄氏がいちばんであったという。しかし後宮に行って、推算人（日数占いの人）に「名刺を届ける（心づけをする）」ことをじゅうぶんにできなかつたので、注文をつけられて退けられた。そこ

で、再び選抜を行ない、内官が指名して馬中書（馬士英）の娘を選んだ。聞くところによると、この娘は姿かたちも芸事もともに非常にすぐれていた。ところが選抜された時、首を傾けたのが、「斷尾犧雞（犠牲となるのを畏れて、自分からその尾羽をむしり取る）」のように見えたので、また選に入らなかった

皇太后鄒氏の淑女選抜の命令が、「宮嬪（側室）」の募集だと誤解されて、人々は口実を設けて避けようとしたが、「皇后」候補者の選抜だと分かり、争って応募に応じたと伝えるのである。

こうして九月九日には、黄氏・郭氏・戴氏の三名が選出されて³⁾ 後宮に届けられた。しかし、再び選考を行なうようにと命ぜられる。『國権』はつぎのように伝える。

- 3) 三人が候補者とされたのは、福王弘光帝の父親の福王朱常洵の淑女選考の前例に従ったからだと考えられる。『酌中志』によると福王弘光帝の父親の福王朱常洵の淑女選考は、萬曆帝の寵妃で福王朱常洵の実母である鄭貴妃の希望によって三人を準備させてその中から選出することになったという。

〔萬曆〕三十一年（一六〇三）、福王の妃を選びし時、皇貴妃鄭娘娘 潞王の例を引き、三人を選び、〔そしてその三人のうちから〕之を擇ばしめんと欲す。先監の〔陳〕矩 時に婚典を總理す。〔司禮監隨堂太監の李〕壽（李壽：北京の人。西域出身者の末裔）往事を執りて争いて曰く、潞王 先ず一位を選びて未だ中らず、復た二位を選ぶ。三人と雖も、其の實は二なり。如何ぞ敢て比べん、と。先監（陳矩）甚だ其の亮（誠実）なるに服（佩服）し密かに之を薦む・・・〔酌中志〕卷之二十二・見聞瑣事雜記。

①潞簡王朱翊鏐王は、神宗萬曆帝が非常に親しんだ同母弟であり、福王弘光帝が即位する時の対抗馬とされた潞王朱常滂の父である（詳しくは拙稿「明末・衛輝府における潞王父子について」（『経済理論』第393号）参照）。妃候補の選抜について、萬曆『實録』は、つぎのようにいうが、妃候補を三人選んだということは記されていない。

上（神宗萬曆帝）禮部に諭して曰く、「朕（神宗萬曆帝）の弟の潞王 已に長じ、理として宜しく婚配（婚姻をとり決める）すべし。爾が部 其れ城内外の官員良善之家に榜示（告示）し、女子の徳性淳厚・容貌端莊なる者有れば、報名候選するを許すとせよ」と（『大明神宗範天合道哲肅敦簡光文章武安仁止孝顯皇帝實録』卷之一百二十八・「萬曆十年九月庚午（十五日）」条）。

なお、『萬曆起居注』では、すこし異同がある。

是の日、禮部に敕諭し、「朕（神宗萬曆帝）の弟の潞王 已に長成し、理として宜しく婚配（婚姻をとり決める）すべし。爾が部 便ち出榜曉示し、京城内外の官員軍民良善の家の女子年十四より十六に至り、容貌端莊・徳性淳厚なる者有れば、官に赴きて報名（応募する）するを許し、選擇するを聽候（決定を待つ）せよ」と（『萬曆起居注』萬曆十年九月庚午（十五日）」条）。

②陳矩：字は萬化、号は麟岡。北直隸安肅縣の人。嘉靖十八年（一五三九）六月二十九日～萬曆三十五年十二月十三日（西暦一六〇八年一月二十九日）：『酌中志』卷之七・「先監遺事紀畧」による。

（萬曆三十一年（一六〇三）、〔福王弘光帝の父親の〕福王常洵の妃を選んだ時、母親の鄭貴妃は、萬曆帝の弟の潞王の前例を挙げて三人を選抜し、その三人のうちから候補者を決めようと望んだ。〔『酌中志』の著者である劉若愚の〕先輩の司禮監太監の陳矩が、この時の婚姻儀式の管理担当であった。司禮監隨堂太監の李壽は、この前例の〔詳しいいきさつを〕持ち出して、「潞王様の時は、まずお一人を選んだが、お気に召さず、またお二人を選びだした。三人を選抜したというものの、実際は二人であった。どうしてそのことを持ち出して比べようとなさるのだろうか」と意見を述べた。陳矩は、たいそうその誠実であることに敬服して、〔鄭貴妃に〕ひそかに二人にすることを薦めた）

また、清朝の史料になるが、紀昀（字は曉嵐。号は石雲・觀弈道人・孤石老人。直隸獻縣の人。清・雍正二年（一七二四）～嘉慶十年（一八〇五）。乾隆十九年甲戌科（一七五四）二甲四名の進士）の「明懿安皇后外傳」によれば、熹宗天啓帝の皇后選びの時も、「三人を得て最上選と爲す。〔それは〕、后及び王氏・段氏なり。・・・太妃 狀を以て帝（熹宗天啓帝）の所に送り、帝 復た三人を引見し、自ら之を諦選す」（「明懿安皇后外傳」）とあり、三人が最終候補者となり、熹宗天啓帝みずから最終的に決定したと記されている。

淑女黄氏・郭氏・戴氏を選び内に送るも、再選を命ぜらる（『國権』卷一百三・「崇禎十七年九月甲午（九日）」条・六一四六頁：『明季甲乙彙編』卷之二・「崇禎十七年九月甲午（九日）」条）・『明季南略』（卷之二・「詔選淑女」条）・『甲乙事案』（卷上）も同文。

これは福王弘光帝が自分好みの女性を探し出すために再び選考を命じたというのではない。『南渡録』（卷之三・「崇禎十七年十月丙寅（十二日）」条）によると、すべて皇太后鄒氏のお気に召さなかったからだという。

そして、九月十八日に、婚礼用品の準備を司禮監秉筆太監の韓贊周が要求し、光祿寺に処理させている。

〔崇禎十七年九月〕十八日、韓贊周 大婚の禮物を請う。光祿寺に着して辦ぜしむ（『明季南略』卷之二・「詔選淑女」条）。

（九月十八日、司禮監秉筆太監の韓贊周が婚礼用品を要請した。そこで、光祿寺に準備させた）

さらに、九月二十二日には、工部に大婚用の珠玉を送り届けるようにと指示が出る。

〔九月〕丁未（二十二日）、工部に論すらく「大婚 應に珠玉等を用うべし。如數（数をそろえて）にして解進せよ」と（『國権』卷一百三・「崇禎十七年九月丁未（二十二日）」条・六一四九頁）。

（九月二十二日、工部に「福王弘光帝の婚礼には、珠玉などを用いるので、数をそろえて送り届けよ」と指示が下された）

また、後宮で働く宮女の募集も引き続き行なわれていた。『棗林雜俎』には、つぎのようにいう。

八月、民女を選びて入宮さす。教坊（教坊司）の妓六十四人を司燈^①に徴す。其の妍（美しい）なるを擇ぶこと少し（上海圖書館藏清鈔本（『四庫全書存目』子部第一一三冊所収）『棗林雜俎』仁集・逸典・「從龍内臣」条・十二葉）。

①『明史』（卷七十四・志第五十・職官三・「司燈」）に「司燈二人，典燈二人，掌燈二人，女史二人，燈燭（灯り）の事を掌る」。

（崇禎十七年八月、民間の女性を選抜して後宮に入れた。そして教坊（教坊司）の妓女六十四人を司燈の役目につけた。ただし、美しいものたちはあまり選ばれなかった）

また、『啟禎記聞録』にもつぎのようにいう。

〔甲申（崇禎十七年）〕九月、部科（六部・六科） 宮女を收選せんことを請う。旨有りて其の民を擾^{みだ}すことを恐る。但だ用價平□（買）せしめよ、と。是れより先、民間 已に訛傳有り。後、卒に擾^{みだ}すこと無し（一九一一年十月初版『痛史』第十三種『啟禎記聞録』卷三・十葉・「甲申九月」条）。

（崇禎十七年九月、部科（六部・六科）は宮女を集めて募集することを願い出た。そして、「人々を混乱させることを心配する。〔採用するにあたって〕 妥当な支度金を支給せよ」と福王弘光帝の指示が出された。この前から、人々の間ではすでに〔募集について〕誤り伝

わっていたが、この指示が出てから、ようやく混乱することはなくなった)

九月二十四日には、工科給事中の李維樾が太監の王肇基(元名は王坤のことか)・田成の強引な女性の募集を批判する。この批判は、「^{ふた}兩りの中貴(側付きの宦官) 強いて「民女」を取り、宮幃に備う(無理やりに民間の女性を召し出して、宮幃(宮中)に備えようとしている)」とあることからすると、「淑女」選抜ではなく、強引な宮女募集についての批判なのであろうか。

[九月]廿四日、工科の李維樾⁴⁾ 言う、日來(近頃)、道途 鼎沸し、擇配(配偶者を選ぶ)せずして過門(嫁入りする)す。[その理由は]、皆な王[肇基]・田[成]^{ふた}兩りの中貴(側付きの宦官) 強いて民女を取り、宮幃に備うればなり、と云う。方士營の嫠婦(寡婦)楊家の少女 自刎し、母も亦た井に投じて死すること有り。亦た大いに異(驚く)なり、と(『明季南略』卷之二・「詔選淑女」条:『明季甲乙兩年事略』(第二卷・「九月戊申(二十四日)」条)・『國權』(卷一百三・「崇禎十七年九月己酉(二十四日)」条・六一五〇頁)もほぼ同じ)。

(九月二十四日、工科給事中の李維樾は、「近頃、道々で混乱して、配偶者をじゅうぶんに選ばずに嫁入りさせています。その理由は、すべて王肇基と田成のふたりの中貴(側付きの宦官)が無理やりに民間の女性を召し出して、宮幃(宮中)に備えようとしているからだ、と言っています。方士營の寡婦の楊家の少女は自刎し、母もまた井戸に身投げげることがありました。このようなことは、ほんとうに異常なことです」と上奏した)

九月二十五日には、司禮監秉筆太監の韓贊周が「淑女」候補者六人を進めた。來集之の「續恨歌」の自注によると、この「淑女」推薦は、九月九日に皇后候補の再選の指示によって行なわれた「淑女」選抜のものではなく、「嬪御(側室)」候補の推薦だったという。

4) 李維樾の経歴については、康熙『浙江通志』につきのように記されている。

李維樾、字は蔭昌、一字は天棟。[浙江]瑞安の人。萬曆乙卯(萬曆四十三年:一六一五年)の舉人。崇禎甲戌(崇禎七年:一六三四年)、江浦の令(江蘇江浦縣知縣)を授けらる。莊定山^①に因りて象山・陽明・白沙の三君子を祀り、其の中に講學し、人文 蔚起(盛んにする)す。獻賊(張獻忠の流賊)鳳陽を関す。預め増垣浚池(城壁を刷新して堀を深くする)し、郷勇を練(訓練)す。城下に薄るに及び、其の渠魁(首領)九條瓏を殲(せ)ばせば遁げ去る。辛巳(崇禎十四年:一六四一年)、行取(外官が推薦されて京官に転任する)され、召對(皇帝に拝謁して諸事について回答する)して稱旨(上意にかなう)。戸科給事中に擢せられ、江北に督漕たりて、皖(安徽)の災[害のために]八萬有奇(八万有奇)を蠲(賦税を減免する)するを請う。禮科右(禮科右給事中)に轉じ、疏もて毛士龍・方震孺・倪元璐・范景文を薦む。[また]、卓忠貞(卓敬)・于肅愨(于謙)に贈恤(遺族に対して贈り物をする)を請う。持節(命を奉じる)して潞藩を冊封せんとするに、中途に變を聞き、扶服^②して歸り、資を傾け召募(募集)して賊を討たんとす。[福王弘光帝政權では]馬士英(馬士英)に許(ほ)す。自から素園老人と號して、家に卒す(康熙『浙江通志』卷之三十四・人物四・温州府・「李維樾」条・七十五葉)。

① 莊親(景):字は孔暘、号は木齋、臥林居士。諡は文節。定山先生と称される。江蘇江浦の人。正統二年(一四三七)~弘治十二年(一四九九)。成化二年丙戌科(一四六六)三甲五十名の進士。

② 『禮記』檀弓下に『詩[經]』云、凡民有喪、扶服救之(『詩[經]』に云う、凡そ民の喪有るときは、扶服して之を救う)。また、『詩經』國風・邶風・谷風は「凡民有喪、匍匐救之」となっている。『詩集傳』はこの「匍匐」を「匍匐、手足並行。急遽之甚也(匍匐は、手足並び行く。急遽の甚だしきなり)」と注釈する。

[崇禎十七年九月] 廿五日, 太監の韓贊周 再び淑女六名を進む (『明季南略』 卷之二・「詔選淑女」条:『國権』(卷一百三・「崇禎十七年九月庚戌(二十五日)」条・六一五一頁) も同じ)。

また、『甲乙事案』は、九月に行われた選抜について日付を示さずに、つぎのように列記する。なお、九月二十五日の司禮監秉筆太監の韓贊周の記事と九月二十四日の工科の李維樾の記事の順序が逆になっている。

[九月], 淑女 [候補として] 黄氏・郭氏・戴氏を選びて内に送るも、再び選ぶを命ず。[九月], 太監の韓贊周 再び六名を選し進む。[九月], 工科の李維樾 疏して、「日來(近頃), 道途 鼎沸し, 擇配(配偶者を選ぶ)せずして過門(嫁入りする)す。皆な王 [肇基]・田 [成] 兩りの中貴(側付きの宦官) 強いて民女を取り, 宮幃(宮中)に備うればなり, と云う。方士營の楊寡婦の家の少女 自刎し, 母も亦た井に投ずること有り。亦た太いに舉動(方策)を成さず」と(『甲乙事案』 卷上・「[崇禎十七年九月] 附録」条)。

(淑女候補として黄氏・郭氏・戴氏を選抜して後宮に進めたが、再び選抜することが命ぜられた。司禮監秉筆太監の韓贊周は、再び六名を選抜して進めた。九月、工科給事中の李維樾は、「近頃、道々で混乱して、配偶者を選ばずに嫁入りさせています。人々は、王肇基と田成のふたりの中貴(側付きの宦官)が無理やりに民間の女性を召し出して、宮幃(宮中)に備えようとしているからだ、と言っています。方士營の楊寡婦の家の少女は自刎し、母もまた井戸に身投げすることがありました。このようなことは、ほんとうに実態に対処するための方策になっておりません」と上奏した)

十月八日には、候補者が齊集(集合)したと司禮監秉筆太監の韓贊周が奏上する。九月二十五日に進めた「嬪御」候補となった六人が集合したのではないかと考えられる。

十月初八日, [韓] 贊周 淑女の齊集(集合)を奏す(『明季南略』 卷之二・「詔選淑女」条)。

來集之の「續恨歌」の自注には、

邸報に據るに、欽天監 一本の奉けたる旨に「^{こゝ}この淑女六人 十月初十日午時(十二時)に在りて送進選擇せよ」と(『南行載筆』 不分卷・七言古風・「續恨歌」・十五葉)。

とあり、十月八日に集められた「淑女」を十月十日に宮中(諸王館)に送り届けて選抜せよとの指示が出されたという。なお、欽天監に旨が出されたのは、欽天監が「淑女」を進める吉日を選定していたからだと考えられる⁵⁾。

九月九日に再び募集選抜が命ぜられて、十月十二日に司禮監秉筆太監の韓贊周が杭州でも淑女の選抜を行ないたいと願い出る。

[十月] 十二日, [韓] 贊周 淑女を杭州に選ばんことを請う(『明季南略』 卷之二・「詔選淑女」条)。

『國権』では、十月十二日に太監の田成が浙江で選抜を行なったという。

司禮 [太監] の田成 [大] 婚 [の淑女] を浙江に選ぶ (『國權』 卷一百三・「崇禎十七年十月丙寅 (十二日)」 条・六一五五頁)。

『南疆逸史』は、十月十二日に淑女選を命じたとのみ記す。

〔崇禎十七年十月〕 丙寅 (十二日)、杭州に於いて淑女を選ぶを命ず (『南疆逸史』 卷一・紀略第一・安宗)。

『南渡録』は、杭州においても選抜を行わせたのは、すべて皇太后鄭氏のお気に召さなかったからだと伝える。なお、「京師に兩ながら進めし淑女」とあるのは、九月九日と九月二十五日 (十月八日に集合) のことを指すと考えられる。すると、皇太后鄭氏は、皇后候補者も側室候補者もともに気に入らなかつたようである。

〔崇禎十七年十月丙寅 (十二日)〕 内臣の田成に杭州に往きて淑女を選擧するを命ず。

京師に兩ながら進めし淑女は、皆な太后の意に稱わざればなり。乃ち [田] 成に杭 [州] に出で穉女 (少女)・畢嫁を即 (尋求) するを命ず。一方騒然たり (『南渡録』 卷之三・「崇禎十七年十月丙寅 (十二日)」 条)。

(崇禎十七年十月十二日に宦官の田成に杭州に往き淑女を選び出すことを命じた。南京で二回にわたって推薦された淑女は、すべて太后のお気に召さなかったからである。そこで田成に杭州に往き少女や既婚者 [の中から適任者] を探し出すことを命じた。杭州は騒然となった)

來集之の「續恨歌」の自注に、

邸報に據るに、……司禮監 一本の奉けたる旨に「淑女 一時に人に乏し。杭州等の處に着して選擇せよ」と…… (『南行載筆』 不分卷・七言古風・「續恨歌」・二十五葉～二

- ✓ 5) 嘉靖『實錄』によると、側室候補の「淑女」は、諸王館に送られ、選考を経たのち、最終的に皇太后に拝謁して決定されたという。そして、その方法が以後の先例とされたようである。

〔嘉靖九年十一月〕 辛卯 (五日)、禮部 奉けたる旨もて淑女を京城内外に采選し一千二百五十八人を得。欽天監に日を擇ぶを行なわしめ、諸王館^①に送赴し、司禮監官或いは皇親 (皇后の父) の夫人二三人に先ず選擇を行なうを命じ、然る後に聖母に引見せんことを請う。旨を得て禮部をして館に送赴させ、内夫人 (女官名)・女官の選 畢るを俟ちて、引きて聖母の前に詣り、擇用せしめよ。著して令と為せ (『大明世宗欽天履道英毅聖神宣文廣武洪仁大孝肅皇帝實錄』 卷之一百十九・「嘉靖九年十一月辛卯 (五日)」 条)。

①諸王館：『春明夢餘錄』 卷十・文華傍室に「皇極門外兩廡四十八間。除曠八間外、實四十間。……西二十間上十間爲諸王館、下十間則會典諸館也 (皇極門外の兩廡は四十八間なり。曠 (空間) の八間を除くの外、實に四十間なり。……西の二十間の上十間は諸王館爲り、下の十間は則ち會典諸館なり)。

(嘉靖九年十一月辛卯 (五日)、禮部は謹んで承った聖旨 (指示) に従って、[側室候補の] 淑女を京城内外で選抜し一千二百五十八人を得ました。そして、欽天監に日時を選ばせて、諸王館に届け、司禮監官もしくは皇親 (皇后の父) の夫人二三人にまず選ぶように命じ、その後で、聖母にお目通りしていただくようお願いいたしました、という。そして、「禮部に命じて諸王館に送り届けるようにし、内夫人や女官などの後宮で働く女性の選抜が終わるのを待って、引率して聖母の御前に至って採用の決定をせよ。そして、これを前例とせよ」との皇帝陛下の指示があった)

十六葉)。

とあるのは、この十月十二日の指示を指していると推測できる。

また、黄宗義の『弘光實錄鈔』は、宦官の田成に杭州での淑女選抜を命じたということを九月甲寅(二十九日)に掛けている。そして、「或いは言う」として、宦官が出て選抜したのは皇太后鄒氏の指示によったのだという。ただ、このことは、『國権』や『南渡録』などでは、十月十二日に掛けている。

甲寅(二十九日)、闈人の田成をして淑女を杭州に選せしむ。

或いは言う、内監の出でて選するは、皇太后 之を命ず、と。其の言 甚だ褻らわし。

所以に人の疑いを來すなり(『弘光實錄鈔』卷二・「九月甲寅(二十九日)」条)。

(崇禎十七年九月二十九日に宦官の田成に杭州で淑女選抜を行なうように指示した。そして、「或いは言う」には、宦官を杭州にまで派遣して選抜させたのは皇太后の指示によったのだとする。これは[宦官に命じたという]汚らしいことを述べたものである。したがって、人々に[選抜を避けようという]間違った気持ちを起こさせるものとなった)

また、十月十四日には、南京で淑女を細かく探し出すようにと禮部右侍郎の管紹寧⁶⁾に指示し、宦官の田成・李國輔に別々の行路を取って速やかに淑女を選びに行くようにと指示が出された。來集之の「續恨歌」の自注に引用する邸報は、「禮部」となっているが、七月十八日に管紹寧は禮部尚書を代行するように命ぜられたので、『明季南略』は、「禮部」を代表して「管紹寧」としているのではと考えられる。

[十月]十四日、管紹寧に諭して、京城に才家有りて、且つ淑女無し。着して博く訪ねて細

6) 管紹寧(字は幼承、号は泰階。江蘇武進の人。崇禎元年戊辰科(一六二八)一甲三名(探花)の進士)は、『國権』によると崇禎十七年八月三日に、南京禮部右侍郎となる。

[崇禎十七年八月戊午(三日)]王廷垣・管紹寧 南京禮部左右侍郎と爲す(『國権』卷一百二・「崇禎十七年八月戊午(三日)」条・六一三五頁)。

ただ七月十八日には、禮部尚書の顧錫疇に代わって禮部尚書代理となっている。

[崇禎十七年七月癸卯(十八日)],南京禮部尚書の顧錫疇 奉けたる命もて東海を祀る。[そして],右侍郎の管紹寧 [禮]部事を署す(『國権』卷一百二・「崇禎十七年七月癸卯(十八日)」条・六一三一頁)。

①管紹寧は、この時点ではまだ詹事府少詹事であった。

そのため、禮部尚書の事務を担当していた管紹寧に指示が出されたと考えられる。

『南疆逸史』は管紹寧について、つぎのように伝える。

管紹寧、号は泰階、[江蘇]武進の人。崇禎元年(一六二八)の進士第三人なり。編修を授けられ、南少司業(南京國子監司業)・左諭德(詹事府左諭德:從五品)を歴陞し、翰林院を掌り、少詹(詹事府少詹事:正四品)に陞る。未だ赴かず。福王 立ち、禮部右侍郎(正三品)に擢せらる。顧錫疇^{とも}と大禮を首襄(提唱)し、一時 中興の盛典と稱さる。大兵 淮を渡り、[管]紹寧 時に常州に返る。揚州の進士某(進士の宋灝のことか)の先に降る有り。名を改めて常州知府を授けらる。詐りて傳檄(檄文を伝える)し、[舉義(起義)す。[そこで]闈^{すべて}の郡の紳衿を召す。期に至りて至らざる者は、敵に降るを以て論ず]とす。[管]紹寧 之を信じ、往く。伏兵^{はな}に起り、諸紳を縛り薙髮す。[管]紹寧 大いに罵り屈せず。署門の外に害せらる。事 聞し、魯監國 禮部尚書を贈り、祭奠を予え、「文忠」と諡す(『南疆逸史』卷七・列傳第三・「管紹寧」・中華書局一九五九年出版・五十六頁)。

選せよ、と。又た内官の田成・李國輔に諭するに、路を分ちて速やかに淑女を選べ、と（『明季南略』卷之二・「詔選淑女」条）。

（十月十四日、管紹寧に「南京には読書人の家はあるものの、淑女はいない。広く調査して選り出せ」と指示が出された。また、宦官の田成・李國輔に「それぞれ別の道を取って淑女を選り出せ」と命じた）

そして、十月十七日には、司禮監秉筆太監の韓贊周に厳しく探索させたという。ただ、『明季南略』は、「淑女」とするだけで、どの地域かは示していない。

[十月]十七日、[韓]贊周に諭すらく、俟門（家ごとに）厳しく淑女を訪（搜索）せよ。富室官家の隠匿する者は、隣人 連坐さす、と（『明季南略』卷之二・「詔選淑女」条）。

『國権』は「京城（南京）」と限定して、同じことを伝える。

[崇禎十七年十月]辛未（十七日）・・・司禮太監の韓贊周に諭するに、厳しく京城の淑女を訪（探し求め）よ、匿す者は隣人 株坐（連座）させよ、と（『國権』卷一百三・「崇禎十七年十月辛未（十七日）」条・六一五七頁）。

『南渡録』は、「各城の淑女」とする。

[十月辛未（十七日）]、禮部に敕して厳しく各城の淑女を選撰するを行なわしむ（『南渡録』卷之三・「崇禎十七年十月辛未（十七日）」条）。

なお、顧炎武の『聖安皇帝本紀』では、この十二日の杭州での募集や十七日の強引な探索選抜などの指示は、福王弘光帝自身が命じたと理解されるような記述となっている。

[崇禎十七年十月]丙寅（十二日）、杭州に於いて淑女を選するを命ず。旨 下り、校尉（衛卒）・人役（軍・民の中から差役に充当されて、官府の仕事をする者）の突として民家に入りて搜索する有り。女子 投水して自盡する者有り。巡視京城御史の朱國昌等 以て聞す。選の入るに及び、又た稱旨せず（福王弘光帝の意に符合しない）。上（福王弘光帝） 怒り、各城に推戸（家ごとに）に擧首（摘発）するを命じ、隠匿する者は、罪 地方隣右に及ぼし、各官は重處（厳罰処分）すとす。而して或ひと言う、天下の美女及び粧飾の精妙なるは、蘇[州]・杭[州]に過ぎるは無し、と。是に於いて訪求の使 四出す（『聖安皇帝本紀』上・「崇禎十七年十月丙寅（十二日）」条）。

（崇禎十七年十月十二日、杭州で淑女を選抜せよとの命があった。旨が下されて、衛卒や人役などが突然民家に入り込んで探し出すことがあった。女性で入水して亡くなった者もいた。巡視京城御史の朱國昌などがそのことを奏上した。そうこうして、選抜された者が宮中に届けられたが、福王弘光帝の意にそぐわなかった。上（福王弘光帝）は怒って、各都市の家ごとに摘発することを命じ、隠匿する者は、罪をその地域近所近隣にまで及ぼし、官員は厳罰処分にした。そうして、ある者が、天下の美女と着飾った姿が精妙で美しいのは、蘇州・杭州を越える所はないと申し出た。そのため、探索の使者が四方に出て行った）また、『甲乙事案』は、「崇禎十七年十月」条において、こうした淑女募集についての四つの

出来事をまとめて記し、福王弘光帝の行いについて付け加える。

禮部に諭す、「百姓 萬家なり。豈に淑女けんや。着して博訪（広範な地域を探索する）し細選せしめよ」と。韓賛周に挨門（一軒ごとに）厳しく淑女を訪^{さが}すを命ず。宦家・富室隱匿する者有れば、四鄰 連坐さす。韓賛周 淑女を杭州に選ばんことを請う。太監の田成・李國輔に分路（別々の道を行く）して速やかに淑女を選ぶを命ず。時に上（福王弘光帝）禁中に深居し、惟だ焼酒を飲む・幼女に淫す及び伶宦の演戲もて楽しみと爲す（『甲乙事案』卷上・「崇禎十七年十月」条）。

（禮部に「人々はさわめて多い。どうして淑女候補がないのか。広範な地域を探索して詳細に選び出せ」という指示が出された。／[太監の]韓賛周に一軒ごとに厳しく淑女を探すように命じ、官員や金持ちで隠し立てする者がいれば、その周囲の人たちも連座させた。／[司禮監秉筆太監の]韓賛周が杭州での淑女探しを願い出た。／太監の田成・李國輔に別々の行程をとって速やかに淑女を選抜することを命じた。／この時、上（福王弘光帝）は禁中の奥にいて、ただ焼酎を飲み、幼女に淫し、伶宦の演戲を楽しみとしていた）

『國權』も「崇禎十七年十月庚申（六日）」条で、福王弘光帝の様子と当時の政治の権力者たちの状況をつぎのように記している。

時に上（福王弘光帝）高居深拱（帝位について手をこまぬいて楽に座る）し、聲色飲宴に耽る。馬士英 當國し劉孔昭・阮大鍼^{したし}等と比み、國是（国家の大事）を濁亂（混乱）す。内は則ち盧九德・張執中・田成の諸閹、外は則ち張捷・李沾・楊維垣 一倡群和す。兼ねて劉澤清・高傑の二鎮 朝權を遙制（遠方からコントロールする）し、朱國弼・趙之龍 吏事（政事）を侵撓（かき乱す）し、邊警 日々迫る。而るに上（福王弘光帝）知らざるなり（『國權』卷一百三・「崇禎十七年十月庚申（六日）」条・六一五四頁）。

（この時、上（福王弘光帝）は帝位について手をこまぬいて楽に座っているだけで、声色や飲食や宴^{うたげ}にひたっていた。馬士英が政務を取り仕切り、劉孔昭・阮大鍼たちと仲間になって、国家の大事を混乱させた。後宮では、盧九德・張執中・田成などの太監が、外廷では張捷・李沾・楊維垣がひとつになっていた。さらに軍閥の劉澤清・高傑が外から政務を左右し、[功臣の家の]朱國弼・趙之龍が政治を混乱させた。国境からの警報は日々差し迫ってはいたが、上（福王弘光帝）はわかってはいなかった）

なお、來集之の「續恨歌」の自注につぎのようにいう。

邸報に據るに、欽天監 一本の奉けたる旨に「這の淑女六人 十月初十日午時（十二時）に在りて送進選擇せよ」と。禮部 一本の奉けたる旨に「京城百萬餘家あり。豈に淑女の以て採擇に備える無けんや。還^また宜しく博く訪ねて細選し、以て大典（国家的な儀禮）を光^{かがや}かせよ」と。司禮監 一本の奉けたる旨に「淑女 一時に人に乏し。杭州等處に着して選擇せよ」と。前旨の云う所の「六女」とは嬪御^①（側室）の類なり。後の二旨は、則ち淑女なり・・・（『南行載筆』不分卷・七言古風・「續恨歌」・二十五葉～二十六葉）。

①嬪御：『左傳』哀公元年・「今聞夫差，……宿有妃嬪嬪御焉」条の杜預注に「妃・嬪，貴者。嬪・御，賤者。皆内官（妃・嬪は，貴き者なり。嬪・御は，賤しき者なり。皆な内官なり：妃・嬪は，貴者であり，嬪・御は，賤者である。いずれも内官である）」。

（邸報によると，欽天監に下された指示に「この六名の淑女は，十月十日午時（十二時）に送り届けて選抜を行なえ」とあり，禮部に下された指示に「南京には百万あまりの家がある。どうして淑女の選抜に適切な者がいないのだろうか。さらに広く探して選考して，大典（国家的な儀礼）を輝かしいものにせよ」とあり，司禮監に下された指示に「淑女候補は，[南京では] 適任者がいないので，杭州などのところで選考を行なえ」とあった。欽天監に下された指示の「淑女」は，嬪御（側室）候補の類の選考であり，禮部と司禮監に下された指示は淑女（皇后）候補の選考であった）

來集之の記すところによると，十月の時までに行なわれた募集は，三回（十四日と十七日を同じ指示としてカウントする）となる。この翌年（弘光元年）二月に嘉興・紹興での選考と南京で改めて募集したこと，そして三名の人数合わせのために行なわれた選考と合わせると最終的には六度にわたって指示が出された。それを表記すると，つぎようになる。

崇禎十七年（一六四四）

- ◎九月九日 候補者三人（黃氏・郭氏・戴氏）を推薦⇒皇太后鄒氏却下
- 二十五日 宮女候補六人を薦める
- 十月八日 宮中に集合
- ◎十月十二日 杭州で選考を命じる
- ◎ 十四日 管紹寧に南京で厳しく探すよう命じる
- 十七日 司禮監秉筆太監の韓贊周にも南京で厳しく探すよう命じる

弘光元年（一六四五）

- ◎二月一日 嘉興・紹興で選考を命じる
- ◎ 二十二日 禮部に広く探すよう命じる
- ◎ 二十六日 宦官の田成「程氏」を選び出す⇒さらに二人を探させる

ちなみに，杭州で淑女が募集された時につぎのようなことがあったと葉紹袁（字は仲韶，号は粟庵・天寥道人。江蘇吳江の人。明・萬曆十七年（一五八九）～順治五年（一六四八）。天啓五年乙丑科（一六二五）三甲四十六名の進士）は伝えている。

余（葉紹袁）〔崇禎十七年〕九月十九日に杭〔州〕に至る。綏子（張奕：字は綏子。江蘇吳縣の人。「吳門五君子」のひとり張世偉の仲子）も亦た是の日に于いて至る。夜，^{とも}同に錢塘の署中に飲む（張奕の姉の夫の顧咸建（字は漢石。江蘇崑山の人。崇禎十六年癸未科（一六四三）三甲七十七名の進士）が錢塘縣知縣であった：崇禎十六年～弘光元年在任）。余（葉紹袁）沈君牧（沈自駟：字は君牧。江蘇吳江の人）の湖に面する一小樓に居停（寄寓）

す。而して綏子（張奕） 獨り一つの湖船の上に居る。牙檣（舟）錦纜（錦のともづな）、^①畫舫（美しく飾った遊覧船）の最も敞麗（壮麗）なる者なり。適たま女を選採するの説有り。嫁娶 紛然たり。舟人の一女、年は破瓜（十六歳）なり。甚だ美なれば、選り取る所と爲るを懼れ、之を綏子（張奕）に獻ぜんことを願う。是に于いて綏子（張奕） 十六歳の美妹を攜えて還る（『天寥年譜別記（一名『半不軒留事』）』）。

①杜甫の「城西陂泛舟」詩に「春風自信牙檣動，遲日徐看綿纜牽（春風 自から牙檣の動くに信せ，遲日 徐ろに看る綿纜の牽くを：象牙の帆柱に吹く春の風を受けて船が流れるにまかせ，うらかな日に錦のともづなで船が曳かれるのをのどかにながめる）」。

（私（葉紹袁）は、崇禎十七年九月十九日に杭州に到着した。綏子（張奕）もまたこの日にやってきた。夜に一緒になって錢塘縣知縣の役所で飲んだ。私（葉紹袁）は、沈君牧（沈自駟）の西湖に面した小部屋に仮住まいした。綏子（張奕）はひとりで湖上の遊覧船にいた。船の錦のともづなや船の裝飾が最も壮麗な船であった。たまたま女子を選り出すという告知があったので、婚姻がきわめて多くなった。船夫の娘さんが歳が十六になるものがあった。たいそう美しかったので、選ばれることを心配して、その娘さんを綏子（張奕）に送り届けたいと願った。そのおかげで綏子（張奕）は十六歳の美しい女性を連れて帰郷することになった）

（つづく）